

《 平成27年4月からスタート 》

平成27年
7月20日号

生活困窮者自立支援

特 集 号

仕事と生活の新しい支援

仕事や生活などで困窮している方
ご相談ください。

平成27年度4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、就労の支援、その他自立に関する問題につき、生活に困窮している人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い支援する制度が始まりました。市では、この制度を生かし、ハローワークと連携した相談窓口を設置しました。



生活困窮者自立支援制度



相談者

自立相談支援担当窓口

相談者の状況に応じた支援

住居確保給付金



2面へ

子どもの学習支援



3面へ

ハローワークと
連携した就労支援



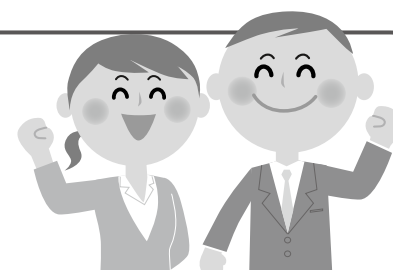
4面へ

● 問合せ先・申請先 ●

草加市役所 福祉課 自立相談支援担当(本庁舎別館1階)

〒340-8550 草加市高砂1-1-1

☎048-922-0185



自立相談支援(草加市自立相談支援事業)

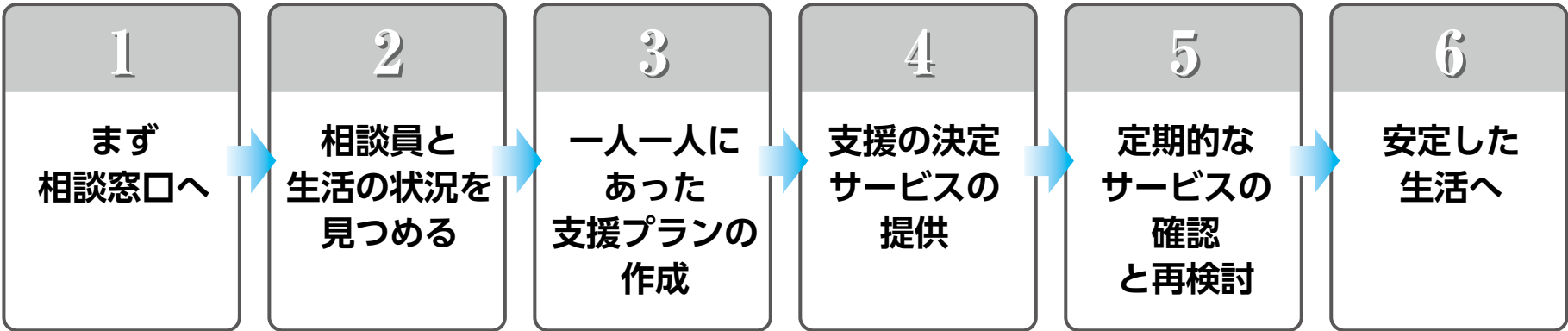
『一人ひとりに合った支援プランを策定します』

相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを策定し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

対象者

経済的に困窮していて、働きたいが仕事が見つからず、生活にお困りの方

相談から支援までの流れ



住居確保給付金

就労に必要な家賃相当額を支給します

離職等により住居を失った人、または失うおそれの高い生活に困っている人には、就職に向けた活動をする等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

- ① 申請日において65歳未満であって、離職等の日から2年以内である人

② 世帯の生計を主として維持していた人

③ 申請する月の収入が、申請者及びその世帯の人の収入の合計が表1の金額以下であること

④ 申請日に、申請者及びその世帯の人の預貯金等(※)の合計が表2の金額以下であること

⑤ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行っている人

⑥ 国の雇用施策による貸付及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及びその世帯の人が受けていないこと
- ①～⑥のすべての要件にあてはまる人
- (※) 預貯金等…金融機関にある預貯金及び手持ちの現金の合計額



表1

世帯人数	基準額	家賃額	合計(収入要件額)
1人	81,000円	43,000円	124,000円
2人	123,000円	52,000円	175,000円
3人	157,000円	56,000円	213,000円
4人	194,000円	56,000円	250,000円
5人	232,000円	56,000円	288,000円

表2

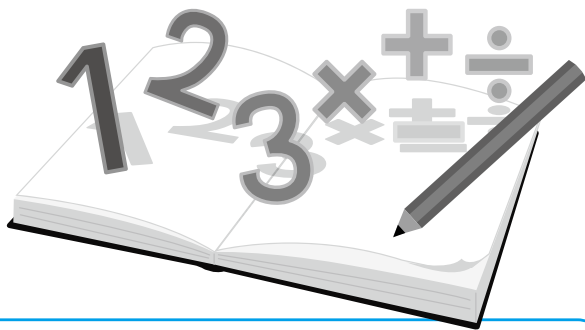
世帯人数	預貯金等
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

※6人以上はお問合せください



子どもの学習支援(草加市子どもの学習支援事業)

子どもたちが適切な進路を選択できるよう学習支援を行うため、学習教室を運営します。必要に応じて家庭訪問を実施し、子どもとともに保護者への支援も行います。

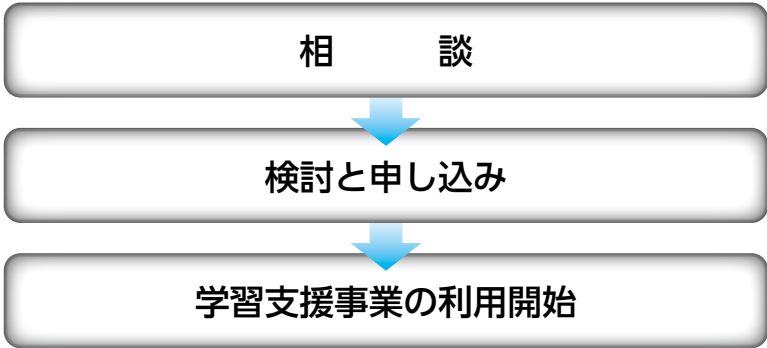


対象者

市内在住の生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生、高校生とその保護者

利用方法

自立相談支援窓口で世帯の状況をご相談いただいて世帯全員で困窮状態から早期脱却を目指すための支援プランを策定します。その中で、中・高生については、利用を検討して頂き、利用希望がある場合に申し込みをして頂きます。



学習支援の内容

- ★**学習支援**…高校受験の支援や、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直しを行うための学習教室の開催
- ★**居場所の提供**…日常生活習慣や、社会性を身に付けられる、子どもが安心して通える場所の提供
- ★**進路相談等**…家庭訪問等による個別の進路相談、進学に必要な奨学金などの情報提供
- ★**高校生の中退防止のための支援**…家庭訪問等による個別相談の実施
- ★**親に対する養育支援**…子どもの養育に必要な知識、進学に必要な公的経済支援の情報提供 …etc

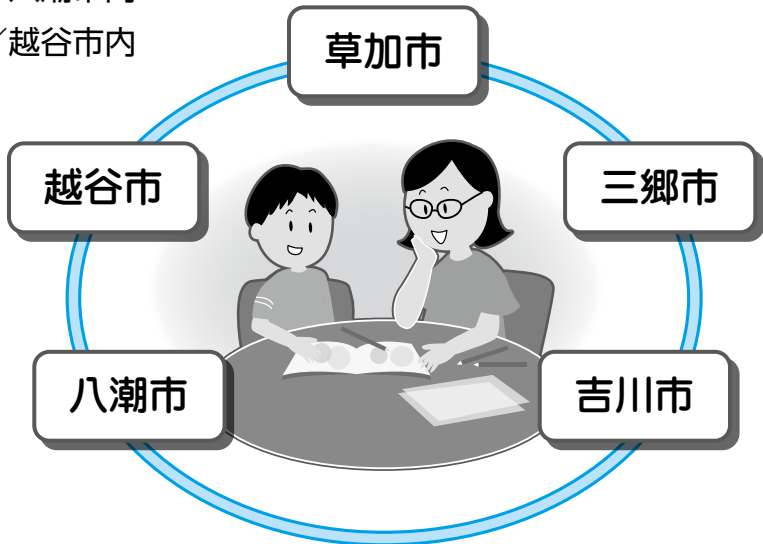
学習教室の場所・開催日時

◎中学生教室

- 【場 所】草加市、越谷市、三郷市、八潮市、吉川市の各市の老人福祉施設や公共施設など。
詳しくは、担当までお問い合わせ下さい。
- 【日 程】月～土曜日(日曜日を除く)
月曜日／草加市内 火曜日／三郷市内 水曜日／八潮市内
木曜日／草加市内 金曜日／吉川市内 土曜日／越谷市内
- 【開設時間】概ね18時から20時の2時間程度

◎高校生教室

- 【場 所】越谷市内、三郷市内の老人福祉施設や公共施設など
- 【日 程】火曜日／三郷市内 土曜日／越谷市内
- 【開設時間】概ね17時から20時の3時間程度





ハローワークと連携した就労支援 (生活困窮者福祉・就労援助事業)

平成27年6月23日、草加市と厚生労働省埼玉労働局で就労の援助や支援を一体的に実施するための協定を締結しました。

この協定により、市役所内に開所した「ジョブスポット草加」では、職業紹介端末及び求人情報端末を設置し、ハローワーク職員が常駐することで、就労に向けた速やかで適切な支援や指導を行います。

開所式の様子

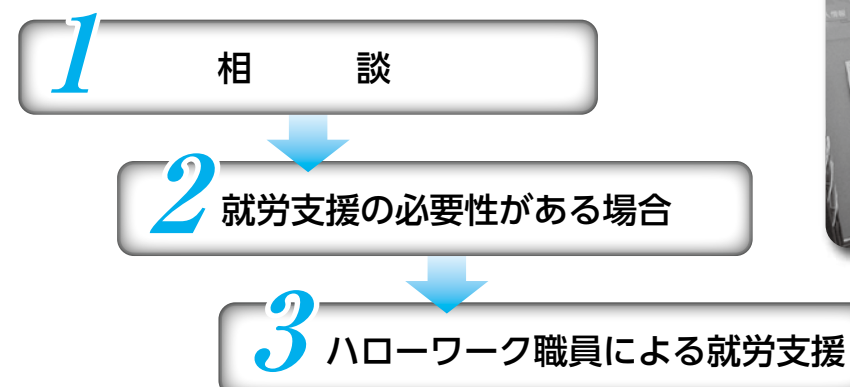


(左) 阿部埼玉労働局長・(右) 中村副市長

対象者

- ①生活保護を受給している人
 - ②児童扶養手当を受給している人
 - ③住居確保給付金を受給している人(旧住宅支援給付を受給している人を含む。)
 - ④生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている人
- ①～④の人のうち本事業の活用が効果的で、市が支援を必要とみとめる人

利用方法



生活困窮者福祉・就労援助事業の内容

- ★求職支援プランの策定
- ★担当者制によるキャリアカウンセリング、職業相談及び職業紹介
- ★職業訓練情報及び就労支援に係る各種事業の情報提供

自立相談支援 ジョブスポット草加の場所

●問合せ先

草加市役所
(本庁舎別館1階)
福祉課 自立相談支援窓口
☎048-922-0185
FAX048-922-1066

福祉課
自立相談支援窓口
ジョブスポット草加

